

送信者: "soumu@town.kanie.lg.jp" <soumu@town.kanie.lg.jp>
宛先: <senkyo@pref.aichi.lg.jp>

日付: 2020年11月26日 木曜日 03:31PM
件名: 愛知県知事解職請求に係る要望書について

愛知県選挙管理委員会 ご担当者様

いつもお世話になっております。
蟹江町選挙管理委員会の加藤と申します。
みだしのことにつきまして、本日署名閲覧の際に要望書が提出されましたので、
情報提供として送付させていただきます。
よろしくお願ひします。

蟹江町役場
総務部 総務課
〒497-8601
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
TEL 0567-95-1111
FAX 0567-95-9188
e-mail soumu@town.kanie.lg.jp

-----Original Message-----

差出人: senkyo@pref.aichi.lg.jp
宛先: undisclosed-recipients;
CC:
件名: 【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2.11.25事務連絡)
日時: 2020年11月25日(水) 16:29 (+0900)
>各市町村選挙管理委員会事務局 担当者様
>県選挙管理委員会新城設案事務所 担当者様
>
>いつもお世話になっております。
>愛知県選挙管理委員会事務局の有田です。
>愛知県知事解職請求について、御対応いただきありがとうございます。
>
>現在、一部の請求代表者が市区町村選管に対して仮提出された署名簿の閲覧を申し出ております。
>署名簿の閲覧の申し出があった場合には、下記の点に御留意ください。
>
>・署名簿の閲覧が可能なのは、「請求代表者」のみです。
>(受任者は不可。請求代表者以外の者は同席させないでください。)
>・請求代表者本人かどうか身分確認をお願いします。
>・署名簿の改ざん等防止のため、閲覧の際には選管職員が立ち会ってください。
>また、筆記やコピー、写真撮影といった行為は認められません。
>・閲覧にみえた請求代表者の方の氏名と閲覧日時を県選管までお知らせください。
>
>お手数をかけますが、よろしくお願いいたします。
>
>*****
>愛知県選挙管理委員会事務局(有田)
>電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)
>FAX 052-954-6908
>メール senkyo@pref.aichi.lg.jp
>*****
>愛知県ではメールの個人情報保護のため、
>すべての宛先に対して「bcc」を使用しております。
>

添付ファイル:

愛知県知事解職請求における要望書.pdf



令和 7 年 11 月 26 日

蟹江町 選挙管理委員長 様

氏名
住所
連絡先



愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名の偽造行為であり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪にあたると思料します。